

JR九州ユニオン「ふくおか 第361号」 **その2** **誤報を正す**

JR九州ユニオンは、11月4日付JR九州ユニオン「ふくおか」第361号で『平成19年度初年齢46歳以下の「乗務員の調整手当」が、27年度も**減額支給延長**』と報じているが・・・ **誤報2**

平成19年度初年齢46才（平成27年度初年齢54才）以下の乗務員に対する調整手当の支払い期間の見直しは、減額支給ではありません！

そもそも、平成19年度初年齢46才以下の乗務員に対する調整手当の支払いは平成26年度までの制度でしたが、JR九州労組の検証活動や問題提起により制度が延長されたものであり、**「減額支給ではなく、追加支給です。」**

また、「月約4,000円マイナスだ！」 **誤報3** とも報じていますが、平成26年度までの制度を1年間延長しているため、平成27年度に支払われる調整手当は、

「全額プラス」 といえます。

今回の「乗務員に対する調整手当の支払い期間の見直し」に繋がったのは、賃金実態調査等の検証活動に協力していただいたJR九州労組組合員の皆さんのおかげです。今後も賃金実態調査で得られたデータを基に様々な検証活動を継続していきます。

**乗務員に対する調整手当の支払い期間の変更は
JR九州労組が勝ち取った成果です。**